

第5号議案

役員の変更について(案)

死亡により解任

理事 析窪 広子

第6号議案

定款の変更について(案)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

<新>

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県塩釜市に置く。

<変更理由>

事務局を理事長の団体に置くこととしたため